

Ⅱ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1-1の視点》

(1) 1-1の事実の説明（現状）

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学の建学の精神は伝統的に受け継がれてきたものであるが、これと合わせて定められている「本学の教育方針」の中に、本学の教育理念が明確に示されている。本学の建学の精神と教育方針は、ホームページ (<http://www.kanto-gakuen.ac.jp/>)、学生・教職員に配付される「学生便覧」や「シラバス」、受験生に向けた「学校案内」と「学生募集要項」に掲載されており、学内外への周知を図っている。

(2) 1-1の自己評価

本学の建学の精神及び教育方針は、適切に学内外に示されている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神と教育方針は適切に学内外に示されており、今後も建学の精神と教育方針を学内外に周知するための取り組みを継続していく。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《1-2の視点》

(1) 1-2の事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学には、建学の精神を踏まえて定められた「本学の教育方針」があり、この教育方針は、本学の教育理念を示すとともに、本学の教育の目的も示している。さらに、建学の精神及び教育方針を受けて、関東学園大学学則第1条に、「関東学園大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、真理を究め学理の応用につとめ、本学建学の精神を体し、福祉と文化の向上に寄与し得る人材を養成することを目的とする。」と大学としての目的を明確に定めている。また、関東学園大学学則第2条には、学科ごとの人材養成の目的を定めている。

大学院については、関東学園大学大学院学則第1条に、「関東学園大学大学院は、教育基本法及び本学建学の精神に則り、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与する人物を養成することを目的とする。」と定めている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

本学の使命・目的を表す「本学の教育方針」は、ホームページ、「学生便覧」、「シラ

バス」に掲載され、周知されている。また、学則については、毎年 4 月に学生・教職員に配付している「学生便覧（付録）」に、大学学則及び大学院学則を掲載し、学生及び教職員への周知を図っている。なお、「学生便覧」及び「学生便覧（付録）」は、非常勤講師にも配付して周知を図っている。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

本学の使命・目的を表す「本学の教育方針」は、学科ごとの人材養成の目的と合わせて、ホームページ、受験生に向けた「学校案内」と「学生募集要項」に掲載され、学外に公表されている。

(2) 1-2 の自己評価

本学の使命・目的は、建学の精神を踏まえて定められた「本学の教育方針」に表されており、また、大学及び大学院の学則に明確に定められている。

「本学の教育方針」と学則に定めた目的は、ホームページ、「学生便覧」及び「学生便覧（付録）」、「シラバス」、「学校案内」、「学生募集要項」に掲載し、周知に努めている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は学内外に適切に示されており、今後も本学の使命・目的を学内外に周知するための取り組みを継続していく。

[基準 1 の自己評価]

本学の建学の精神、教育方針、目的は、ホームページや様々な刊行物を通して学内外に適切に周知されている。

[基準 1 の改善・向上方策(将来計画)]

様々な媒体を通じて、本学の建学の精神、教育方針、目的を学内外へ周知させるための取り組みを今後も継続していく。